

第6章 金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

1. 手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合は無料です。
- 上記のほか、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預かりする場合には、1年間に3,300円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- 他社への移管には別紙「手数料・管理料等のご案内」に記載の移管手数料がかかります。

2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

3. 金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。

ただし、株券、出資証券、投資証券について個人の総合口座および法人口座のお客さまは無料となります。

4. 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

5. この契約の終了事由

当社の約款・規定集に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明した場合

当社の概要

商号等 東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号
本店所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
連絡先 お取引のある部店、または本社（03-5117-1040）にご連絡ください。
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
解決機関 （最終頁「金融 ADR 制度のご案内」をご参照ください）
資本金 134 億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 1934 年 4 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

電話番号：03-5117-1323（お客さま相談室）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）